

神奈川県立のビジターセンター
(秦野ビジターセンター及び
西丹沢ビジターセンター)
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

令和6年4月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
◎町田 怜子	東京農業大学教授	学識経験者
○内田 俊夫	公認会計士、税理士	経理に関する識見を有する者
城田 孝子	弁護士	法務に関する識見を有する者
高島 眞美	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者
久保 重明	NPO法人かながわ森林インストラクターの会 元理事長	施設の事業内容に精通した者

2 スケジュール

令和5年10月19日	第1回委員会開催（選定基準等を協議）		
令和6年1月22日	募集要項配布		
令和6年1月22日	質問の受付		
令和6年1月30日	募集説明会	参加団体	1団体
令和6年3月18日	募集受付終了	応募団体	1団体
令和6年4月17日	第2回委員会開催（プレゼンテーション・質疑応答及び採点・評価等を協議）		

3 評価の実施方法

(1) 会議の公開・非公開について

応募者のプレゼンテーション及び質疑応答については公開とし、採点・評価については、神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該当するものと判断し非公開とした。

(2) 書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

第2回委員会において、応募団体によるプレゼンテーションを通じて提案内容を確認した上で、各委員による仮採点及び評価を行った。

(3) 外部評価委員会の得点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、協議により委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

(募集要項に記載している選定基準表を記載)

大項目	中項目		評価の視点		配点	指定の基準 (条例、規則)	審査の対象とする申請書類 の該当箇所
I サービスの向上 (55)	(1)	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	○	ビジターセンターの設置目的を踏まえた、指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	10	条例第5号 第1号 条例第5号 第3号 規則第4条 第2号	様式2 1-(1) 様式4
			○	業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。			
	(2)	施設の維持管理	○	清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	条例第5条 第3号 規則第4条 第1号	様式2 2-(1) 2-(2)
	(3)	利用促進のための取組、利用者への対応	○	より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等	25	規則第4条 第2号	様式2 3-(1) 3-(2)
			○	より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等			
			○	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等			
			○	適正で安全な自然との接し方などの情報提供の取組等			
			○	神奈川県手話言語条例や外国人への対応等			
			○	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等			
			○	一体運営により展開する、利用促進のための企画・取組			
	(4)	事故防止等安全管理	○	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5	条例第5条 第3号	様式2 4-(1)
			○	事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針			
			○	急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等			
	(5)	地域と連携した魅力ある施設づくり	○	地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容及び地域資源と連携した取組内容	10	規則第4条 第2号	様式2 5-(1)
			○	地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容			
II 管理経費の節減等 (20)	(6)	節減努力等	○	【県が指定管理者に指定管理料を支払う施設】 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」 のうち、高い金額 $\times 20$ 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、 積算価格から20%節減した額）	20	条例第5条 第5号	様式3
III 団体の業務遂行能力 (25)	(7)	人的な能力、執行体制	○	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	5	条例第5条 第2号 条例第5条 第4号 規則第4条 第1号	様式2 7-(1)
			○	業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況			
			○	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況			

	(8)	財政的な能力	○	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例第5条 第5号	様式3 団体等の事業 計画書 収支予算書 事業実績書 決算書等
	(9)	コンプライアンス、社会貢献	○	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5	条例第5条 第3号 条例第7条 第3号	様式2 9- (1)～(6)
			○	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況			
			○	法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績			
			○	障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組についての考え方			
			○	神奈川県手話言語条例への対応			
			○	社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組			
	(10)	事故・不祥事への対応、個人情報保護	○	募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5		様式2 10- (1)～(2) 様式7 諸規程類
			○	個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況			
	(11)	これまでの実績	○	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	条例第5条 第4号及び 第6号	様式2 11-(1)
			○	県又は他の自治体における指定取消しの有無			

※申請書類に虚偽の記載があったことが判明したときは選外とし、指定管理者候補として選定しない。

※積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

※積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人神奈川県公園協会（横浜市）	47	20	22	89

6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益財団法人神奈川県公園協会
-----	----------------

(1) 提案の概要

【サービスの向上】

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

指定管理者としての基本姿勢及び委託の考え方

○ ビジターセンターの基本的な役割は変わらないことから、「丹沢の自然と人をつなぐ架け橋 ビジターセンター」は継続し、第3期に特に力を入れていきたい課題を明確にするために、第3期の総合的な運営方針は、「丹沢の自然と人をつなぐ架け橋 ビジターセンター～地域とともに丹沢の魅力を次世代につなぐ～」として、取組の5本柱を次のとおりとする。

- ①「多様なニーズに沿った学習・人材育成の場」
- ②「丹沢の魅力と適正で安全な利用のための情報発信」
- ③「地域との協働・地域振興への貢献」
- ④「丹沢再生」
- ⑤「維持管理・事故防止等の安全管理」

○ 公益財団法人としての目的に沿って、これまで培ってきた経験・ノウハウと、地域・関係団体とのネットワークや信頼関係に基づき、ビジターセンターの公の施設としての公共性・平等性の発揮や、効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や人材を貴重な資源ととらえ、将来にわたり持続可能な運営を行う。

○ ビジターセンターの施設や設備の機能と特性を熟知した公益財団法人神奈川県公園協会（以下「協会」という。）の職員が指定管理業務を行うことを基本とするが、法律などで定められた点検業務、専門技術や資格等を要する業務、特殊な機械や専門機器を要する業務、危険性を伴う業務等は、県内企業への外部委託を行う。

2 施設の維持管理

施設の特性を踏まえた維持管理

- 誰もが安全で快適に利用できるよう、施設管理、受付対応、保守警備業務等を適切に行い、環境に配慮した維持管理を行うとともに、資料等の適切な保管・管理を行う。
- 秦野ビジターセンターは、秦野戸川公園パークセンター内にあり、協会が指定管理者として管理運営を行っている同公園と適切に役割分担をしながら効率的・効果的に維持管理を行う。
- 西丹沢ビジターセンターは、施設・設備の経年劣化、冬期の厳しい気象環境などを踏まえた、きめ細かい維持管理を行う。

3 利用促進のための取組、利用者への対応

(1) 施設の利用促進のための企画・取組

- 単に利用者増を意図した利用促進だけでなく、ビジターセンターが「多様なニーズに沿った学習・人材育成の場」となり、来訪者に対して「丹沢の魅力と適正で安全な利用のための情報発信」ができるような多彩なイベントや展示等を行うとともに、「丹沢の魅力を知ってもらうこと」、「利用マナーを守り安全に自然公園を利用すること」ができるような広報・PR活動を行う。
- 多様化する丹沢の利用者にきめ細かく対応するため、関心の程度や知識の度合いに応じたプログラムを実施することや、丹沢の魅力を伝えるため、常設展示の維持や改良に加え、独自に調達した剥製等の資料を活かした展示など、ターゲットと伝える内容に応じて配置を工夫し、環境教育と安全登山の普及啓発を行う。
- ホームページやSNSといったWeb媒体ごとの特性を効果的に活用することや、協会が発行する広報媒体を用いるとともに、関係自治体、協会が指定管理を行っている都市公園など周辺施設、交通事業者との連携、外部メディアの活用等、関係する様々な主体との連携をすることで、あらゆる人へ必要な情報が届くよう、効果的な発信を行う。
- 接遇研修の実施や接遇マニュアルの整備をし、苦情やトラブルの発生を未然に防止しつつも、苦情等が寄せられた際に適切に対応できるよう、経験豊富な職員の配置など、事前の体制を整え、迅速に対応する。
- 専門知識が豊富なビジターセンター職員や関係機関、丹沢の活動団体等との連携による安全登山に加え、マナー啓発のための情報の収集、蓄積をして、適正で安全な自然の接し方などを、丹沢を訪れた自然公園利用者だけではなく、これから丹沢を訪れる方へ向けて情報の提供等を行っていく。
- 職員研修として手話講習会を開催し、受講した職員を窓口配置のほか、コミュニケーションボードの活用、「耳マーク」の掲示をすることや、合理的配慮により障がいのある方等が利用しやすいサービス提供をするとともに、外国人利用者に向けた多言語での対応、高齢者が来館しやすい環境整備や、子育て世代が安全に利用できる環境を整え、インクルーシブな対応を行う。
- 利用者の利便性を高め、安全・快適な野外活動を支援するため、物品販売を行うほか、職員を講師として派遣し、屋内での講義や屋外での自然観察会などを実施することや、丹沢で活動する専門性の高い団体等との共催で、有料プログラムを実施するなど、施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業に取り組む。

(2) 一体運営により可能となる利用促進のための企画・取組

- 両ビジターセンターの特徴・機能等を活かした共同プログラムを提供し、満足度の向上を図るとともに、両ビジターセンターで統一したホームページやパンフレット等共通した媒体を使用し、SNSの相互フォローやリポストなどによる情報拡散の協力や、繁忙期の人材の相互派遣、イベント等に使用する物品の共有、山や自然に関わる情報の共有などを行い、より効果的・効率的な施設運営を図る。

(指定管理期間中の年度の目標施設利用者数)

項 目	基準値 令和4年度の値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
秦野ビジターセンター利用者数	120,000 人	120,800 人	121,600 人	122,400 人	123,700 人	125,000 人
西丹沢ビジターセンター利用者数	107,200 人	107,900 人	108,600 人	109,300 人	110,400 人	111,500 人

※指定管理期間中の5年間で約4%の利用者増を目指す。

4 事故防止等安全管理

- 事故等の未然防止を第一として、万が一の事故時の対応を含めたマニュアルの整備や、職員研修、訓練を実施し、外国人や障がい者、高齢者等への対応が必要になることも想定した準備をする。
- 事故等が発生した際には、近隣医療機関、警察、山岳救助隊、消防等関係機関の情報を職員で共有し、利用者の安全確保を第一優先に、被害の最小化、報告、情報共有、事後対応、再発防止まで、作成済のフローチャートに沿って対応する。
- ビジターセンターの管理運営においては、管理施設内や屋外活動時の事故だけでなく、登山者の山岳事故防止に繋がる取組も行う。

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

- 地域との協力体制の構築による施設の効果的・効率的な運営や、ボランティア団体等の育成・活性化に向けた連携・支援を行う。
- 地域をよく知る地域人材の積極的な活用による地域経済への貢献と利用者サービスの向上を行うとともに、地元自治体の実施する地域振興の取組への積極的な連携・協力、丹沢の利用や周遊促進、山岳遭難事故の未然防止対策に向けた地域と連携したプログラムの実施や広報等を行う。
- 丹沢の重要な資源である自然を保全・再生するため、利用や周遊の促進を図るだけでなく、丹沢大山自然再生計画の推進にも取り組む。

【管理経費の節減等】

6 節減努力等

- 県の積算価格 271,495千円（年額54,299千円（税込））
- 提案額 271,290千円（年額54,258千円（税込））

※申請団体が1団体のみで、県の積算額を下回っているため満点（20点）評価とした。

（参考）

- ・節減額 271,290千円－271,495千円＝-205千円
- ・節減率 0.1%

【団体の業務遂行能力】

7 人的な能力、執行体制

- 2施設の職員の相互派遣、物品等の相互利用、共同でのプログラム実施や巡回展示、ホームページの一本化等をはじめ、経験豊富な自然解説員や行政経験者を配置することにより、県、地元自治体との連携体制を確立し、効果的・効率的な管理運営を行う。
- 職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績の向上に努めた職員

を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さんに取り組む意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図る。

- 労働時間の短縮やハラスメント対策、職員の心身の健康保持増進等、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む。

8 コンプライアンス、社会貢献

- (1) 指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況

- 公益財団法人として社会的信頼の維持及び業務の公正性を確保するため、必要な企業倫理・諸規程を整備し、全ての役職員にその遵守を徹底するとともに、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組む。
- 理事、監事及び評議員による執行状況の監督、コンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めている。

- (2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

- 「脱炭素社会に向けた取組」、「生物多様性保全」、「循環型社会への貢献」、「普及啓発の促進」の4つの環境目標の下、目標達成に向けて取り組む。

- (3) 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

- 法定雇用率を達成しているため、障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令はなかった。

- (4) 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組についての考え方

- 法、条例、「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、障がい者本人の立場に立った合理的配慮の提供や広報啓発・研修に取り組む。
- また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努める。

- (5) 神奈川県手話言語条例への対応

- 職員に手話講習会の受講と反復練習を義務づけ、聴覚障がい者の方が手話を使いやすい環境づくりに努める。

- (6) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組

- 協会では、CSRを「社会貢献」はもとより、「公益財団法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えており、このことはSDGsの理念ともつながるため、様々な取組により社会貢献活動等CSRに取り組む。また、ビジターセンターの管理運営においても、県内企業のCSR活動や学校教育等への協力を行っている。
- ビジターセンターとして、多様なニーズに沿った学習の場の提供、丹沢の担い手となる人材育成の促進、環境教育の推進、生物多様性の保全等により、持続可能な社会の実現に向けた取組を行っている。

9 事故・不祥事への対応、個人情報保護

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

- 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事はなし。
- 事故等があった場合は、協会の要領に基づき、「事故防止対策会議」や「事故対策委員会」を設置し、原因の究明、事故防止等の対策の検討、原因の究明等を行うとともに、ビジターセンターの全職員や協会役員等に周知し、迅速、的確に対応して、再発防止の徹底を図る。

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

- 「個人情報保護方針」を公表し、諸規定を整備し、個人情報の適正な保護に取り組む方針の下、個人情報管理者や個人情報取扱責任者の設置等、個人情報保護に関する体制を構築し、個人情報の管理責任を明確化している。
- 新規職員研修や実務担当者研修を行い、方針や規定等の周知を図る。また、職場研修等を開催して、個人情報保護の徹底を図る。
- 個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行う。

10 これまでの実績

(1) ビジターセンターの管理運営実績

- 県立陣馬自然公園センター（平成2年4月～平成27年3月）
 - 県立宮ヶ瀬ビジターセンター（平成3年4月～平成28年3月）
 - 県立丹沢湖ビジターセンター（平成8年4月～平成27年3月）
 - 県立西丹沢ビジターセンター（平成8年4月～継続中）
- } 施設廃止により委託終了

※旧西丹沢自然教室

- 県立秦野ビジターセンター（平成9年7月～継続中）

(2) 自然公園に隣接又は自然環境を保全している都市公園等の管理運営実績

- 20の都市公園等を指定管理者として運営管理しており、その中には、自然公園に隣接した都市公園や、県内の自然環境保全において重要な役割を担っている公園もある。
- ビジターセンターと都市公園を連携させることで、県民の自然環境への理解向上等を図っている。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	中項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	○ビジターセンターの設置目的を踏まえた、指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等	10	8	8	10	10	10	10
	施設の維持管理	○清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	4	4	5	5	4	4
	利用促進のための取組、利用者への対応	○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○適正で安全な自然との接し方などの情報提供の取組等 ○神奈川県手話言語条例や外国人への対応等 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○一体運営により展開する、利用促進のための企画・取組	25	25	20	20	25	20	20
	事故防止等安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	5	4	5	5	5	5
	地域と連携した魅力ある施設づくり	○地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容及び地域資源と連携した取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	10	8	8	8	10	8	8
の管理 節減経費	節減努力等	※選定基準と同じ	20						20
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	4	4	5	5	5	4
	財政的な能力	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	4					4

	コンプライアンス、 社会貢献	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組についての考え方 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	5	4	4	4	4	5	4
	事故・不祥事への対応、個人情報保護	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	4	4	5	5	5	5
	これまでの実績	○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	4	5	5	5	5
	合 計		100						89

(3) 評価講評

- 評価できる点は、次のようなものがあつた。
 - ・ 現在行っている指定管理業務の提案内容に加え、丹沢で活動する方からの持ち込みによる展示やイベントを受け付けるフレンズ制度の導入、二次元コード等による館内展示の多言語化、ユニバーサル絵本の配架による展示の更なる充実、地域との連携による木橋補修活動隊といった新たな提案があり、様々なことにチャレンジする姿勢が評価できる。
 - ・ 第3期の総合的な運営方針を「丹沢の自然と人をつなぐ架け橋 ビジターセンター～地域とともに丹沢の魅力を次世代につなぐ～」とし、地域振興への貢献や若年層への魅力発信など特に力を入れていく課題を明確にした上で、多様なニーズに沿った学習・人材育成の場として、丹沢の魅力と適正で安全な利用について情報発信する多彩なイベントや展示、広報・PR活動、地域との協力体制の構築による効果的・効率的な施設運営、ボランティア団体等の育成・活性化に向けた連携・支援など、全体を通して提案内容が充実しており評価できる。
- なお、評価自体への影響はなかったが、外部評価委員から、最低賃金の上昇が予想される中、人件費が毎年定額として積算されていることについて質問があつた。

これに対し、申請団体からは、賃上げは想定しているが、他の自治体で採用されている「賃金スライド制」が本県の指定管理者制度では採用されておらず、今回、県から示された人件費が5年間同額であるため、積算上は同額の形を取ったが、就業規則があり、適切に賃金を上げて行かなければならない状況の中で、非常に苦慮しているのが実態である旨の回答があつた。

また、事務局からは、様々な積算基準が決められている中、一定の予算は確保ができたと考えているが、苦しい現状があるということを踏まえ、賃金スライド制については、指定管理者制度全体を所管している部署に伝えていることを補足説明した。

これらの質疑応答を受け、委員長からは、今後、県全体で解決してほしいとのコメントがあつた。

7 議事概要（主要論点）

＜大項目「サービスの向上」、中項目「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」についての審査過程＞

（委員長） 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」の採点だが、各委員の採点を見ると、10点が3名、8点が2名となっているので、協議したい。

（B委員） どこかに改善すべき点があるだろうということで、特にここがおかしいとかではなく、それを基本的な考え方として8点にした。

（C委員） これからがんばっていただける見込があるということが求める水準となっているので、10点でよいかなと思った。

（D委員） とても細かい点までよく気をつけて、計画を立てておられることから、10点にした。

（E委員） 書類を見て、本当にすきがないものを作っていると思い、感心した。だから、これだけ努力しているのだからよいということで10点にした。

（委員長） それでは、いろいろあるが、期待も含めてということと厳しい予算でも提案してくれたことなどを踏まえて、10点としてよいか。

（全委員）（同意）

＜大項目「サービスの向上」、中項目「利用促進のための取組、利用者への対応」についての審査過程＞

（委員長） 「利用促進のための取組、利用者への対応」の採点だが、各委員の採点を見ると、20点が3名、25点が2名となっているので、協議したい。

（B委員） もっとやり方はいろいろあってもよいのかなという気はしたので、20点とした。

（C委員） SNSとか外国人対応は過渡期で、今やっていることが十分ということは、決してないと思うので、時代の流れも見ながら、頑張ってくださいという趣旨で20点にした。

（E委員） 万遍なく本当によくやっているなと思うけど、これから、もっと何かトピック的なものを打ち出していかないと駄目なんじゃないかという気がしたので、20点とした。

（D委員） 手話言語条例の対応に年1回の手話の勉強会との記載があったが、そこまできちっと気を配って仕事をされるつもりで対応する気持ちが読み取れたので、25点にした。

（A委員） 多様なとか、誰もがというのは、言葉では簡単だが、その対策を一生懸命チャレンジされているなというところで25点とした。

（委員長） パーフェクトじゃなくて、こうして欲しいなというところもあるので、20点としてよいか。

（全委員）（同意）

＜大項目「団体の業務遂行能力」、中項目「人的な能力、執行体制」についての審査過程＞

（委員長） 「人的な能力、執行体制」の採点だが、各委員の採点を見ると、5点が3名、4点が2名となっているので、協議したい。

（B委員） やるべきことは結構あるだろうということも踏まえて、最高ではないよねということで4点にした。

（C委員） 申請団体は目一杯やっているのではないかという思いが湧いてきて、5点にしたが、十分ではないという意味からすれば、4点でもよいのかなと。

- (E 委員) やることはやっていると思った。
- (D 委員) 館長の次にいる 2 人は常勤ではなく、非常勤であり、ランクを下にした人を置かなければ、維持していけないという、涙ぐましい努力じゃないかなと思ったので良い点をつけた。
- (B 委員) 逆に、それではまずいのだと思う。
- (委員長) 見えてきた課題もあり、指定管理者の方たちが頑張っているのに、課題があるというところで、4 点とする、というのもある。
- (事務局) ここの部分は、県全体として、責任を持つべきところで、指定管理者の提案自体に何ら不行届きの点はないかなというくらいには思う。原局として、努力すべきで、働きかけるべきと思う。
- (委員長) 悩ましいが、もし、C 委員が 4 点でもよければ、課題があるというところで、4 点でどうか。
- (C 委員) よい。